

## 第 542 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 9 年 11 月 21 日 (金) 14:00～17:10

2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 12 階)

3 出席者 計 20 名

(委 員)

溝口会長、腰原委員、松田委員、井原委員、美添委員、廣松委員、篠塚委員、  
昆委員、酒井委員、遠藤委員、灘本委員、筑波委員、五十畑委員、江川委員、  
福原委員

(委員代理)

宇都宮 (松島委員代理)

(総務庁)

大戸統計基準部長、柚木統計企画課長、金子統計審査官、田所統計審査官

### 4 配布資料

#### (1) 庶務事項

- 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- 部会に属すべき専門委員の指名について

#### (2) 部会の開催状況

- 部会の開催状況一覧

#### (3) 諮問事項

- 諮問第 2 5 2 号  
平成 10 年に実施される住宅統計調査の計画について
- 諮問第 2 5 3 号  
平成 10 年に実施される土地基本調査及び法人建物調査 (仮称) の計画について

#### (4) 答申事項

- 諮問第 2 4 9 号の答申  
日本標準職業分類の改訂について
  - ・ (参考) 日本標準職業分類の改訂 (要旨)
  - ・ 日本標準職業分類 (分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)
- 諮問第 2 5 1 号の答申  
平成 10 年に実施される商工業実態基本調査 (仮称) 及び通商産業省企業活動基本調査の計画について

#### (5) 報告事項

- 検察統計について

#### (6) その他

- 平成 9 年 9 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 4 5 巻・第 9 号)
- 指定統計の公表実績及び予定
- 第 5 4 0 回統計審議会議事録

## 5 議題及び議事

### (1) 庶務事項

#### ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について

溝口会長から、統計審議会委員及び専門委員の発令について、別紙1のとおり発令がなされた旨報告があった。

#### ② 部会に属すべき専門委員の指名について

溝口会長が、別紙2のとおり、部会に属すべき専門委員の指名を行った。

### (2) 部会の開催状況

① 平成9年10月23日に開催された第122回調査技術開発部会及び第102回情報処理部会の合同部会（議題：「平成8年度の統計的マッチングにより発生する誤差の要因等の検証に関する調査研究結果（中間報告）について」、「平成9年度の統計的マッチングにより発生する誤差の要因等の検証に関する調査研究結果（実施要領）について」及び「平成9年度の標本誤差の算出方法に関する検討及び実験・研究計画（案）について」）の開催結果について、廣松調査技術開発部会長から報告が行われた。

② 平成9年11月20日に開催された第64回国民生活・社会統計部会（議題：「平成10年国民生活基礎調査の調査計画について」）の開催結果について、美添国民生活・社会統計部会長から報告が行われた。

#### 〔質 疑〕

松田委員）国民生活基礎調査は非常にユニークかつ重要な調査であり、時系列比較の面も含めて慎重に検討いただきたい。平成9年の小規模調査年において、世帯属性の中で調査員調査の部分の「生活保護を受けているか」という項目が削除になったと聞いている。生活保護世帯について、厚生省で別途いろいろ調査を実施し、非常に手厚く検討されていることは知っている。また、全体の世帯の中で生活保護世帯がどういう位置になるのか、特に健康管理等という点を考えると非常に難しい調査項目であり、小規模調査年で削られたことも何となく分かるような気がする。しかし、平成10年は大規模調査年でもあり、この点がどのようになっているか原案はつまびらかになっていないが、もし、小規模調査年と同じように削除されているならば慎重に検討していただければと思う。

美添国民生活・社会統計部会長）この件については厚生省から説明があった。基本的には調査負担を考慮して、他の項目とのバランスから削除したいというのが原案の説明であった。また、生活保護世帯の比率は、全世帯に対して1.4%であり、今回の調査客体25万世帯のうち、数千の単位しか出現しない。したがって、その負担が非常に大きいものに対して、分析がどこまで有効にできるか明らかではないという説明を受けた。部会では、専門委員から特段この点に関して質問がなかったので私の方でも報告を省略したものである。

溝口会長）世帯票から「単身赴任者」及び「特定の転出者のいる世帯」に係る調

査項目を削除するというのは、出現比率が低いという理由によるのか。

それとも、調査が非常に困難であるという理由によるのか。

美添国民生活・社会統計部会長) これは調査負担の軽減ということで、項目を削る対象にされた。他に同様の調査があり、構造が分かったという説明があった。ただ、議論としては世帯の属性で基本的なものなので、是非再検討願いたいという意見が強かった。

酒井委員) 調査を行う過程において、実際に現場で相当の負担となっている部分が少しある。先程、生活保護の件で指摘があったが、この項目は平成9年時点で大変つらい思いをしていたので、生活保護部分を削除させていただいた。今回は大規模調査年であり、調査項目を大幅に増加して取り組みたいと思っている。したがって、そのためにも現場の負担軽減を図る必要があると思っている。現場の生活保護世帯に対する扱いというのは、ある意味で特別の配慮をしなければならないという面があり、この辺を何とか理解していただければと思う。

溝口会長) ただ今の発言も考慮していただき、引き続き審議願いたい。

美添国民生活・社会統計部会長) 今日頂いた意見等を参考にさせていただき、次回の部会の審議に活かして行きたいと思う。

### (3) 諮問事項

#### ① 諮問第252号

平成10年に実施される住宅統計調査の計画について

総務庁統計局統計基準部金子統計審査官が、諮問文の朗読及び諮問の説明を行った。続いて、総務庁統計局統計調査部古田国勢統計課長が、調査計画(案)についての説明を行った。

[質 疑]

松田委員) 五点ほど質問と要望がある。一点目は世帯員の構成についてである。

前回の世帯人員は、詳細に一人ずつ記入するようになっていたが、今回は、世帯構造の急激な変化やマルチハビテーションの増加等に対応した形でOCR/OMR併用の調査票様式に変更され、性別・年齢を把握できるようになった。調査票のスペースの関係で難しいと思うが、世帯における「夫婦の組数」と「構成」については、詳細に一人ずつ分割するのは難しいのか。また、「構成」の種類分けは、これで十分なのか。例えば、「夫婦と子と親のみ」の親とは、親夫婦のことなのか。また、「男親又は女親と子のみ」というような複合の夫婦世帯はうまく仕分できるだろうか。この点を十分に部会で検討いただいた方がよいのではないかと思う。それは先程説明のあった一人世帯の種類廃止に関連してくる。

二点目は調査員記入欄の「居住世帯のない住宅」の区分について、その種類分けが六つで十分なのか。例えば、店舗工場等の併用で住宅に類似しており、現在居住していないものは空き家に入るのか。それは別な

カテゴリーに入るような気がするが、ここの類型区分を十分検討していただきたい。

三点目は調査単位区について、今回は国勢調査調査区の2分の1を調査単位区として、土地基本調査世帯調査が住宅統計調査で使わない方の単位区を調査したと記憶している。今回のロングフォーム調査票の調査単位区は全然別の単位区を抽出するということになるのか。同じ国勢調査区を二つに区切り、一方をショートフォーム、もう一方をロングフォームの対象とすると、かなり類似のものになり、類推がきくと思う。全然別の単位区を抽出したとき、こうした関係はどうなるか検討していただきたい。

四点目は、せっかくロングフォームとショートフォームに分けて調査するのだから、「現住居以外の建物等の有無」の項目は調査票甲の中でも調査してはどうか。それによって、ロングフォームの事項の全国推定に当たり補助情報として使えるのではないか。関連して、複合世帯の住み方が今回の住宅統計調査の重要なポイントになっている点を考えると、ロングフォームに設定されている現住居の「名義人」及び現住居の敷地の「名義人」の項目は、ショートフォーム調査票にも設定されてもよいのではないかと思う。

五点目は、少しデリケートな話だが、国勢調査の直前に、阪神・淡路大震災の影響があったかどうか、その震災の時どこに住んでいたか、という項目を入れたらどうかという議論を行った。この時点で調査項目の変更はできないということであったが、その後、震災時に人口がどう動いたかを全数調査で把握しておけば良かったと言われたと側聞している。したがって、規模の大きい住宅統計調査において、「前住居のときにどこに何年住んでいましたか」という項目以外に、「阪神・淡路大震災当時どこに住んでいたのか」という項目を入れれば、国勢調査に代わる調査項目として、被災者の移動をトレースすることができるのではないかと思う。そのような項目に変更することは不可能か。あるいは、住宅統計調査の規模でも、その辺の情報には役立たないので入れる必要がないということなのか、この点を検討いただければと思う。また、調査員記入欄における建物の「破損の程度」を無・小、中、大という三つのカテゴリーに分けること、それから、増改築においてもこのような項目を加える可能性はないだろうか。これは、国勢調査に次ぐ非常に大規模な標本調査である住宅統計調査ならば、その辺の情報が得られることを前提とした意見であるが、十分耐え得るというならばそういう点を検討していただけないか。

溝口会長) これから部会審議に入るので、ただ今の要望の点は審議において配慮していただきたい。その結果、幾つか回答できることがあれば、部会報告の時に報告していただきたい。今日はそこまで議論に入らないことに

したいと思う。

井原委員) 住宅統計調査では、世帯員について就業状況を調査していないのか。

古田国勢統計課長) 世帯主については就業状況を調査しているが、その他の世帯員については調査していない。

井原委員) 参考のために申し上げるが、住宅の立地というのは、就業場所にどれだけ近いか、そしてサービスの供給者にどれだけ離れているか、という二つの要素がある。例えば、通勤時間が往復2時間とすれば、それだけの機会費用というコストがかかってくる。ところが、一人ではなく、二人で働いており、往復で2時間かかっている場合には、機会費用が倍になっている。その場合には家賃が高くても、就業場所により近いところに住居を持っても採算がとれる。その意味で、就業人員というのは、住居の立地にとって重要な要素になっている。その点も検討願いたい。

篠塚委員) 世帯主が誰であるかをこの調査で把握できるのか。調査票には、世帯主氏名欄があり、次に「世帯人員」で「家計を主に支えている人」についての設問になっている。ここでいう世帯主とは男性なのか、女性なのかははっきりしないが、その点教えてほしい。これは非常に重要な点だと思う。

古田国勢統計課長) ここでは、世帯において家計を主に支える人についても性別を調査しており、世帯主の性別を固定的に考えているわけではない。

篠塚委員) 調査世帯において、男性がたまたま単身赴任で家を三ヶ月以上離れていると、「世帯の家計を主に支える人」は記入されないことになる。そうすると、その人は調査から抜けてしまっているのか。

古田国勢統計課長) 単身赴任されている御主人は、別の場所で単身世帯の世帯主として調査されている。また、留守家族では、一般的に奥さんが「世帯の家計を主に支える人」として記入していただく。

篠塚委員) それでは、「世帯主氏名」はどのように記入されてくるのか。

古田国勢統計課長) 「世帯の家計を主に支える人」に記入される奥さんが「世帯主氏名」に記入されるのが一般的ではないか。

篠塚委員) この調査票だけでは「世帯主氏名」に必ず「世帯の家計を主に支える人」が記入されてくるかどうか分からない。また、住宅統計調査全体の世帯主を見ると、そこには妻が世帯主として出てくることになっているのか。

古田国勢統計課長) この点については、この調査票上だけでは分かりにくいと思う。調査票以外に世帯へ渡す「記入の仕方」があり、その中に記入されているので、心配ないと思う。

五十畑委員) 「世帯の家計を主に支える人」の「勤務先」及び「通勤時間」について、共稼ぎ夫婦で収入もほぼ同じぐらゐの場合は、世帯主の取扱いはどのようにされるのか。例えば、夫婦で勤務形態や通勤時間も全然違い、記入が別れてしまうこともある。

古田国勢統計課長) 共働きの場合で収入に明らかな差があれば、収入の多い方に記入していただくことになる。今の質問のように、収入がほぼ同じぐらいであれば、世帯の申告に従って記入していただくより仕方がないと思う。

五十畑委員) その後の全部の関係について影響は出ないという前提になるのか。通勤時間の違いに影響が出てくる気がする。部会で少し検討していただければと思う。

溝口会長) これは住宅統計調査の本来の目的が、どこにあるかということと非常に関係している。住宅統計調査は住宅を調べるのが主であって、必ずしも大規模標本調査に重点を置くのもどうかと思う点もある。それぞれ意見があると思うので、今出された意見を踏まえて審議していただきたい。特に、家族構成と住宅との関係についていろいろ要望が出たが、住宅統計調査の本来の目的と比べて何が重要であるかということを取捨選択をしていかないと10枚、20枚のロングフォーム調査票ができあがるおそれもある。その点、取捨選択して審議願いたいと思う。他に意見があるかと思うが、これから逐次部会報告もあるかと思うので、その折りに審議していただきたいと思う。本件については、国民生活・社会統計部会において審議していただくこととしたい。

## ② 諮問第253号

平成10年に実施される土地基本調査及び法人建物調査(仮称)の計画について総務庁統計局統計基準部金子統計審査官が、諮問文の朗読及び諮問の説明を行った。続いて、国土庁土地局山田土地情報課長が、調査計画についての説明を行った。  
〔質 疑〕

溝口会長) この調査は新しい調査で多くの人々の関心を集めているが、調査体系に対しての調査項目が非常に複雑になっており、今回の説明では皆さんの理解がなかなか行き届かなかったのではないかと思う。そこで、一つの提案であるが、各部会で審議する場合に、整理した問題ごとに審議過程を審議会に報告し、その時点で各委員の意見を承る。そのようにして本日は、全般にわたる意見というのは承らず、部会審議の進行に従って、議論を行うことにしてはどうか。

それでは、本日は質問又は意見を出していただくのはそのような理由から省略し、次回以降の審議過程に従って議論していきたいと思う。

そこで、部会への付託についてだが、この調査は、本来、複数の部会にまたがっている項目があるが、審議の責任主体を明らかにする意味で企業統計部会を中心に議論していただき、必要に応じて他の部会の委員も参加し、審議していただきたいと思う。過去の例をみると、合同部会という形ではどうしても責任主体が明確にならない。したがって、必要に応じて世帯調査関係の部会委員の方も参加していただくこととしたい。

松田委員) 世帯調査については、全般的に住宅統計調査のロングフォームからの

転写になるので、その運営をどうするか。

溝口会長) その問題も含めて審議していただいて、疑問があれば、審議会の本会議へ戻していただきたい。その取扱いを含めて全体で一度検討しないと、ここで議論を複雑にしても、時間の浪費になる。また逆にいうと、合同部会で審議を行っても問題点があまりはっきりしてこないと思う。そこで、責任主体を明らかにする意味で、他の部会と関連あることも十分承知の上で、企業統計部会をお願いしたいと思う。強引に進めたが、了承していただきたいと思う。この件については、企業統計部会でただ今のような問題も含めて審議していただきたい。

#### (4) 答申事項

##### ① 日本標準職業分類の改訂について

総務庁統計局統計基準部杉山国際統計企画官が答申案を朗読し、井原分類部会長が部会審議経過及び答申案を説明

[質 疑]

溝口会長) 各項目の審議過程において、ほとんどの議論が紹介され、意見もあったと思うが、改めて追加するような意見はあるか。意見がないようであるので、本案をもって当審議会の答申として総務庁長官に答申することとしたい。

今回の答申について総務庁統計局大戸統計基準部長からあいさつがある。

大戸統計基準部長) 日本標準職業分類を所管する統計基準部を代表し、お礼申し上げます。ただ今、大変詳細な答申を頂き、また、諮問から本当に長期にわたって吉澤前部会長、井原部会長を始め、各委員の方々、関係各省庁の方々に協力いただき本当にありがとうございました。総務庁としては新しい職業分類を定着、普及させることに努めるとともに、答申で示されたインターネット等による電子的提供の課題について取り組んでいきたいと思っている。なお、関係各省庁においては、今回の日本標準職業分類の改訂を踏まえ、統計調査結果を職業別に表示する場合には、これを使用するか、又はこれと比較可能な職業分類を使用されるようお願いしたい。

##### ② 平成 10 年に実施される商工業実態基本調査（仮称）及び通商産業省企業活動基本調査の計画について

総務庁統計局統計基準部金子統計審査官が答申案を朗読し、松田企業統計部会長が部会審議経過及び答申案を説明

[質 疑]

昆 委員) 平成 10 年に実施される商工業実態基本調査（仮称）の調査計画では、調査対象業種を「サービス業など」他の産業分野へ拡大することが今後の課題となっている。以前、対象業種の拡大はサービス業と聞いたが、もっと範囲を広げて考えているのか。

松田企業統計部会長) これは、企業活動基本調査に「通商産業省企業活動基本調査」という名前が付いた理由からも明らかなように、どこまでを含めるかについては種々議論がある。同じ企業統計調査である商工業実態基本調査についても、サービス業だけにするのか、それとも、それ以外のものも含めるのか、同様な問題が将来発生する可能性がある。しかし、現行においても、例えば、車両等の製造事業所を持っている企業で、本社が運輸・通信業に格付けされていても、企業活動基本調査の調査対象になっている。以上のことを考えると、将来の調査対象業種については、慎重に検討する必要があるという言及にとどめたわけである。

昆 委員) すると、他省庁の所管であり、これは私たちが心配することではないのだが、所管省庁との調整も大変であろう。総務庁のサービス業基本調査については、より包括的たるべしという指摘もあり、対象業種については事前に広く十分相談していきたいと思う。

遠藤委員) 商工業実態基本調査については、中小企業の事業活動という切り口から包括的な業種を把握し、今回は特に、飲食店を追加していくということである。飲食業に着目して、別途いろいろな調査も行うことにしており、それとのデータの相互利用や転写等については今後いろいろ配慮願いたい。また、この調査結果のデータについては、飲食等の業界、それを所管する行政庁が、円滑にデータを利用できるような配慮も賜りたいと思う。

松田企業統計部会長) 商業統計調査丙調査は飲食店を調査対象としていたが、それが最初、予算の関係で卸売・小売業から分離し、翌年実施となった。しかし、翌年の予算が獲得できなかつたため、飲食店を調査できなくなった。その部分を何らかの形で把握する必要があり、新中・長期構想の中で商工業実態調査で検討することはできないかという答申がなされた経緯がある。今回の計画はそれを踏まえたものであるが、これでどの程度まで飲食店を把握できるかについてはいろいろ問題はあるかと思う。データの省庁間の利用については、部会での議論ではないので、通商産業省の方でよろしく願いたい。

溝口会長) 先ほどの発言は、より一般的な発言であると思う。特に、今回の審議によって各省庁でデータの転写の問題についての関心が高まったことは非常に好ましい動向である。今後も、各種の面でこのような試みがなされることを会長として希望しておきたい。異議がなければ、本案を当審議会の答申として総務庁長官に答申したい。

今回の答申について通商産業省灘本調査統計部長からあいさつがある。

灘本委員) 本日答申していただいた商工業実態基本調査、通商産業省企業活動基本調査については、審議の中で貴重な意見を頂き、ありがとうございました。通商産業省としても、答申の趣旨を最大限に尊重させていただき、予算面も含めて当該統計調査の円滑な実施に努めていくとともに、結果

について政策の企画立案を始め各分野で活用し、あるいは活用していた  
だけだと考えている。溝口会長始め松田部会長、井原部会長、篠塚部  
会長及び廣松部会長並びに各委員においては、今後とも御指導、御支援、  
御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

(5) 報告事項

○ 検察統計について

法務大臣官房司法法制調査部村田調査統計課長が、資料「検察統計について」に  
基づき、概略を報告

〔質 疑〕

松田委員) 被疑事件の受理と起訴で統計を作成していくと、犯罪の発生した時点  
とはずれると理解してよろしいか。

村田調査統計課長) そのとおりである。

松田委員) 犯罪の発生した時点での統計は作っているか。

村田調査統計課長) 警察が担当している。警察統計ということになる。

篠塚委員) これは、元々業務統計なので、明治時代からずっとあるが、性別、既  
婚、未婚、年齢等については、古い時代のデータはないのか。

村田調査統計課長) 昭和 33 年以降、一人一人に調査票を作るようになってから、  
詳しいデータが出てくるようになった。

別紙 1

統計審議会委員及び専門委員の発令について

( 再 任 )

平成9年11月18日付

委 員 井 原 哲 夫 (慶応義塾大学商学部教授)

( 任 命 )

平成9年11月21日付

専 門 委 員 鈴 木 不 二 一 ( (財) 連合総合生活開発研究所主任研究員)  
=高木剛前専門委員の後任

以 上

別紙 2

部会に属すべき専門委員の指名について

統計審議会令第6条第3項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記の者を指名する。

平成9年11月21日

統計審議会会長  
溝口敏行

記

国民生活・社会統計部会

専門委員 鈴木不二一（（財）連合総合生活開発研究所主任研究員）

以 上